

春日部市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例

春日部市総合振興計画審議会条例（平成１８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

- （１）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（所掌事務） 第２条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の <u>総合振興計画及び地域振興</u> に関する事項を調査審議する。 （組織） 第３条 審議会は、委員 <u>18人</u> 以内をもって組織する。	（所掌事務） 第２条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の <u>総合振興計画</u> に関する事項を調査審議する。 （組織） 第３条 審議会は、委員 <u>15人</u> 以内をもって組織する。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、平成２３年１月５日から施行する。

（春日部市地域審議会条例の廃止）

- ２ 春日部市地域審議会条例（平成１７年条例第１３号）は、廃止する。